



2020年12月21日

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局  
(独立行政法人 中小企業基盤整備機構 委託事業)

## 助成対象者の売上高要件の改正について

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度につきまして、令和2年12月21日より、以下のとおり、助成対象者の売上高要件が改正となることをお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本改正の対象となる方

令和2年12月21日(月)以降、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の公的金融機関から、特別利子補給の対象となる貸付を受けた方

#### 2. 本改正の内容

##### (1) 小規模企業者(法人事業者※)の売上高要件

変更前	変更後
貸付の申込を行った際の最近1か月、その翌月若しくはその翌々月の売上高が、前年又は前々年の同期の売上高と比較して、15%以上減少している方	貸付の申込を行った際の最近1か月、その翌月若しくはその翌々月の売上高 <b>又は最近1か月から遡った6か月間の平均売上高</b> が、前年又は前々年の同期の売上高と比較して、15%以上減少している方

※小規模企業者である個人事業主の方の売上高要件はございません。

##### (2) 中小企業者等(小規模企業者を除く事業者)の売上高要件

変更前	変更後
貸付の申込を行った際の最近1か月、その翌月若しくはその翌々月の売上高が、前年又は前々年の同期の売上高と比較して、20%以上減少している方	貸付の申込を行った際の最近1か月、その翌月若しくはその翌々月の売上高 <b>又は最近1か月から遡った6か月間の平均売上高</b> が、前年又は前々年の同期の売上高と比較して、20%以上減少している方

#### 3. 本改正の開始日

令和2年12月21日(月)

◆注意事項◆

・本改正に伴い、下記の書類が改正となります。改正後の書類は、令和3年1月上旬、特別利子補給制度事務局のホームページ (<https://tokubetsu-riho.jp>) にて掲載いたしますので、本改正の対象となる方のうち、「最近1か月から遡った6か月間の平均」で売上高を比較される方におかれましては、恐れ入りますが、今しばらくお待ちください。

○改正となる書類

- ・別紙2 申告書 A (業歴1年1か月以上の法人の方) ※
- ・別紙2 申告書 B (業歴3か月以上1年1か月未満の法人等の方) ※
- ・別紙2 申告書 C (業歴1年1か月以上の個人事業主の方) ※
- ・別紙2 申告書 D (業歴3か月以上1年1か月未満の個人事業主等の方) ※
- ・記入見本 (交付申請書及び請求書・申告書 A)
- ・記入見本 (交付申請書及び請求書・申告書 B)
- ・記入見本 (交付申請書及び請求書・申告書 C)
- ・記入見本 (交付申請書及び請求書・申告書 D)
- ・申請の手引き
- ・申告書 (別紙2) の記入方法

※ 追加送付・再送付用の申告書を含みます。

・本改正に伴い、オンライン申請システムが改正となります。当該システムの改正は、令和3年1月上旬を予定しております。本改正の対象となる方のうち、「最近1か月から遡った6か月間の平均」で売上高を比較される方におかれましては、恐れ入りますが、当該システムの改正完了までお待ちください。

以上

(本件に関するお問い合わせ)

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局

(独立行政法人 中小企業基盤整備機構 委託事業)



0570-060515 (平日・土日祝日 9時~17時)